東かがわ市告示第135号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定に基づき、市道の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から３週間東かがわ市事業部建設課において一般の縦覧に供する。

令和８年10月15日

東かがわ市長　上村　一郎

１　道路の区域

整理番号	路線名	区間	変更前後別	敷地の	
				計画幅員（m）	延長（m）
3170	小松原２号線	東かがわ市松原1215-2地先から 東かがわ市松原1215-2地先まで	前	2.70 ～ 2.75	10.5
			後	3.30 ～ 4.30	
3171	小松原３号線	東かがわ市松原1210-13地先から 東かがわ市松原1210-17地先まで	前	2.80 ～ 3.55	37.0
			後	3.40 ～ 5.20	